

一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理委員会規程

2010年4月1日施行
2021年3月13日改正

(設置)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会（以下「学会」という）は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程（以下「倫理規程」という）の趣旨に則り、学会員の研究倫理を向上させることを目的に、理事会のもとに研究倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の委員（以下、「委員」という）をもって構成する。

- (1) 本学会会長（以下、「会長」という）の指名する委員長 1名
 - (2) 委員長の指名する委員 若干名
- 2 委員の任期は2年とし、再任を認めない。
- 3 補充または増員により指名された委員の任期は、前任者または現在者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、特例としてその者の再任を認めることとする。

(業務)

第3条 委員会は、第1条の目的及び倫理規程の目的を達成するため、会長の諮問にもとづき次の業務を行う。

- (1) 研究倫理に違反する行為に関する調査及び報告書の作成ならびに会長への提出
 - (2) 会員の倫理向上に向けた本学会理事会への提言
 - (3) その他委員会が必要と認める業務
- 2 前項第2号に規定する調査に関しては、別に定める。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長の指名による。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 4 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2008年1月1日に制定された「日本社会福祉学会研究倫理委員会規程」を引き継ぐものである。
- 3 この規程は、2014年7月20日から施行する。
- 4 この規程は、2018年5月27日から施行する。
- 5 この規程は、2021年3月13日から施行する。